

水道料金

対象：市内で利用している方
6月請求分(4・5月使用分)から



令和8年4月利用分から変わります

水道事業は独立採算制を原則としており、将来にわたり安全で安心な水を安定して供給するため、4年ごとに料金の見直しを行っています。

現在、人口減少や物価高騰に加え、老朽化した施設の更新に必要な財源確保が課題となっており、持続可能な事業運営のためには、適正な料金設定が必要となっています。

こうした課題を踏まえ、将来の施設更新や安定供給に必要な費用を見込んだ上で料金を算定しました。

その結果、令和8年度2期(4・5月使用分、6月請求分)から水道料金を改定します。

なお、基本水量と基本料金は据え置きとし、使用量に応じた負担となるよう配慮しています。

なぜ見直しをするのか？

どう見直しをしたのか？

西条市では、公共施設など特定の方が利用する行政サービスについて、利用者と利用しない人の負担の公平性を保つため、使用料をいただいている。

しかし、一部の使用料は令和2年度の見直し以降据え置かれており、近年の入会費や光熱水費の高騰など、社会状況の変化に対応できていない状況がありました。

こうした状況を踏まえ、原価計算による受益者負担額を算出し、使用料等審議会での検討やパブリックコメントを実施しました。

その上で、市民生活への影響や近隣自治体・類似施設との均衡を考慮し、一部の公共施設使用料や手数料について、令和8年4月1日から改定を行います。



●主な改定内容

①平均改定率約8.4%の値上げ

●改定後の水道料金表

口径	基本水量	基本料金	一般用従量料金 (1m ³ 当たり)※		現行	改定後
			現行	改定後		
13mm	8m ³ まで	900円	8m ³ を超えるもの			
20mm		990円				
25mm		1,360円				
30mm		1,760円				
40mm	10m ³ まで	2,250円	10m ³ を超えるもの	150円	168円	
50mm		3,700円				
75mm		4,400円				
100mm		5,300円				

※公衆浴場用従量料金(1m³当たり)は120円から138円へ改定

料金などの詳細▼



問合せ

市庁舎本館2階
水道業務課
TEL0897-52-1584

②基本水量と基本料金は据え置き

●現在と改定後の一般用水道料金の比較

基本水量内でご使用の方は、料金は変わりません。

(1カ月分・税込み)

口径	使用水量	水道料金		
		現行	改定後	差額
13mm	8m ³ まで (基本水量)	990円	990円	0円
	10m ³	1,320円	1,359円	+39円
	20m ³	2,970円	3,207円	+237円
	30m ³	4,620円	5,055円	+435円
20mm	8m ³ まで (基本水量)	1,089円	1,089円	0円
	10m ³	1,419円	1,458円	+39円
	20m ³	3,069円	3,306円	+237円
	30m ³	4,719円	5,154円	+435円
25mm	10m ³ まで (基本水量)	1,496円	1,496円	0円
	20m ³	3,146円	3,344円	+198円
	30m ³	4,796円	5,192円	+396円
	40m ³	6,446円	7,040円	+594円

●使用料の見直しを行う施設

※4月1日以降の利用分から新料金が適用されます(事前申請分も含みます)

	施設の種類	担当課
体育関係施設	総合体育館、ひうち体育館、西条西部体育館、東予体育館、小松体育館、ひうち球場、東予運動公園野球場、ひうち陸上競技場、西条市民公園テニスコート、西条西部公園テニスコート、東予運動公園テニスコート、丹原総合公園テニスコート、小松中央公園テニスコート、西条市民公園、神戸公園、石井記念公園、東予運動公園、丹原総合公園、小松中央公園、石根ふれあい公園、ビバ・スポーツティアSAIJO、スポーツコミュニティセンター、石錐クライミングパークSAIJO、学校施設(夜間開放)	スポーツ健康課 TEL0897-52-1302
社会教育施設	総合文化会館、丹原文化会館、東予郷土館、小松史跡近藤篤山旧邸、生涯学習の館、五百鶴記念館	社会教育課 TEL0897-52-1254
福祉関係施設	総合福祉センター、西部総合福祉センター	健康医療推進課 TEL0897-52-1215
港湾施設	西条東部地域交流センター、西条西部地域交流センター、東予南地域交流センター、東予北地域交流センター	地域福祉課 TEL0897-52-1292
港湾施設	西ひうち野積場、壬生川野積場	港湾河川課 TEL0897-52-1543
地域創生センター	地域創生センター	政策企画課 TEL0897-52-5156
その他の施設	ひと・夢・未来創造拠点複合施設(SAIJO BASE)	産業振興課 TEL0897-52-1380
	丹原農村環境改善センター	農水振興課 TEL0897-52-1216
	やすらぎ苑	衛生施設課 TEL0897-52-1289

●施設使用料の減免割合も変更します(市外利用者のみ)

西条市公共施設使用料減免条例を改正し、その条例の対象施設を市外在住の65才以上の高齢者が利用する場合の減免割合を100%から50%への見直しを行います。

※詳細(料金など)は担当課または直接施設にお問い合わせください。
市ホームページにも掲載しています

料金などの詳細▼

